

平成28年第1回野洲市議会定例会会議録

招集年月日 平成28年2月24日

招集場所 野洲市役所議場

応招議員

| | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 北村五十鈴 | 2番 | 稲垣 誠亮 |
| 3番 | 栢木 進 | 4番 | 岩井智恵子 |
| 5番 | 中塚 尚憲 | 6番 | 山本 剛 |
| 7番 | 太田 健一 | 8番 | 野並 享子 |
| 9番 | 東郷 正明 | 10番 | 上杵 種雄 |
| 11番 | 欠 員 | 12番 | 市木 一郎 |
| 13番 | 丸山 敬二 | 14番 | 鈴木 市朗 |
| 15番 | 矢野 隆行 | 16番 | 梶山 幾世 |
| 17番 | 河野 司 | 18番 | 坂口 哲哉 |
| 19番 | 高橋 繁夫 | 20番 | 立入三千男 |

不応招議員 なし

出席議員 応招議員に同じ

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

| | | | |
|---------------------------|--------|--------|-------|
| 市長 | 山仲 善彰 | 教育長 | 川端 敏男 |
| 政策調整部長 | 遠藤 伊久也 | 総務部長 | 川端 弘一 |
| 市民部長 | 上田 裕昌 | 健康福祉部長 | 玉田 善一 |
| 健康福祉部政策監 (高齢者・子育て支援担当) | 樋口 隆 | 都市建設部長 | 和田 勝行 |
| 環境経済部長 | 立入 孝次 | 教育部長 | 澤 嘉彦 |
| 政策調整部次長 | 瀬川 俊英 | 総務部次長 | 寺田 実好 |
| 広報秘書課長 | 服部 道和 | 総務課長 | 赤坂 悦男 |

出席した事務局職員の氏名

| | | | |
|------|--------|-------|--------|
| 事務局長 | 白井 芳治 | 事務局次長 | 野玉 義弘 |
| 書記 | 吉川 加代子 | 書記 | 佐々木美砂子 |

議事日程

諸般の報告

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 平成28年度施政方針及び教育方針について

第4 議第1号から議第43号まで一括上程

(専決処分につき承認を求めることについて(野州市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例) 他42件)

提案理由説明

市長提出議案

議第1号 専決処分につき承認を求めることについて(野州市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例)

議第2号 平成28年度野州市一般会計予算

議第3号 平成28年度野州市国民健康保険事業特別会計予算

議第4号 平成28年度野州市後期高齢者医療特別会計予算

議第5号 平成28年度野州市介護保険事業特別会計予算

議第6号 平成28年度野州市地域医療振興資金貸付事業特別会計予算

議第7号 平成28年度野州市下水道事業特別会計予算

議第8号 平成28年度野州市墓地公園事業特別会計予算

議第9号 平成28年度野州市基幹水利施設管理事業特別会計予算

議第10号 平成28年度野州市工業団地等整備事業特別会計予算

議第11号 平成28年度野州市土地取得特別会計予算

議第12号 平成28年度野州市水道事業会計予算

議第13号 平成27年度野州市一般会計補正予算(第8号)

議第14号 平成27年度野州市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)

議第15号 平成27年度野州市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)

議第16号 平成27年度野州市介護保険事業特別会計補正予算(第4号)

議第17号 平成27年度野州市下水道事業特別会計補正予算(第2号)

議第18号 平成27年度野州市墓地公園事業特別会計補正予算(第3号)

議第19号 平成27年度野州市土地取得特別会計補正予算(第2号)

- 議第 2 0 号 平成 2 7 年度野洲市水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 議第 2 1 号 野洲市行政不服審査会条例
- 議第 2 2 号 野洲市行政不服審査関係手数料条例
- 議第 2 3 号 野洲市立病院の整備及び運営に関する基金条例
- 議第 2 4 号 野洲市事務分掌条例等の一部を改正する等の条例
- 議第 2 5 号 野洲市情報公開条例の一部を改正する条例
- 議第 2 6 号 野洲市個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 議第 2 7 号 野洲市行政不服審査法の全部改正に伴う関係条例の整理に関する
条例
- 議第 2 8 号 野洲市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例
- 議第 2 9 号 野洲市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条
例
- 議第 3 0 号 野洲市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正
する条例
- 議第 3 1 号 野洲市の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改
正する条例
- 議第 3 2 号 野洲市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 議第 3 3 号 野洲市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 議第 3 4 号 野洲市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 議第 3 5 号 野洲市手数料条例の一部を改正する条例
- 議第 3 6 号 野洲市地域ふれあい公園条例の一部を改正する条例
- 議第 3 7 号 野洲市水道事業給水条例の一部を改正する条例
- 議第 3 8 号 財産の譲与について
- 議第 3 9 号 市道路線の認定について
- 議第 4 0 号 第 3 次野洲市人権施策基本計画の策定について
- 議第 4 1 号 野洲市教育振興基本計画第 2 期の策定について
- 議第 4 2 号 指定管理者の指定につき議決を求めることについて（野洲市なか
よし交流館）
- 議第 4 3 号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについて

開議

午前 9 時 0 0 分

議事の経過

(開会)

○議長(市木一郎君) (午前9時00分) 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成28年第1回野洲市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸般の報告を行います。

出席議員は、19人全員であります。

次に、本日の議事日程は既に配付いたしました議事日程のとおりであります。

また、本定例会に説明員として出席通知のあった者の職氏名は、お手元の文書のとおりです。

次に、地方自治法第180条第2項の規定に基づき、専決処分報告書等が市長より提出され、お手元に配付しておきましたので、確認願います。

(日程第1)

○議長(市木一郎君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、第9番、東郷正明議員、第10番、上杵種雄議員を指名いたします。

(日程第2)

○議長(市木一郎君) 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から3月23日までの29日間にいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(市木一郎君) ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から3月23日までの29日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、配付済みの会期日程のとおりであります。

(日程第3)

○議長(市木一郎君) 日程第3、平成28年度施政方針及び教育方針について、市長及び教育長から発言を求められておりますので、これを許します。

まず、施政方針について。

市長。

○市長（山仲善彰君） 議員の皆さん、おはようございます。平成28年第1回野洲市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には全員ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

平成24年10月末に、私の市長としての2期目がスタートしてから3年余りが過ぎました。これまで一貫して透明性、公平性、公正性の確保と市民参加を基本にしながら、市が直面する課題を明らかにし、その解決と市が潜在的に持っている可能性の実現を図るため、「野洲の元気と安心を伸ばす」取り組みを進めてまいりました。

具体的には、積極的な情報公開の推進等による透明性の確保と市民参加の仕組みづくり、学校等の耐震化、学童保育所整備やこども園整備などによる子育て支援の充実、市民生活の基盤となる道路整備や雨水幹線による治水対策、クリーンセンターの更新整備、生活困窮者をはじめ、高齢者や障がい者への相談支援体制の充実など、市民の安心を高める施策を積極的に進めることができました。これも、市民及び議員の皆様のご理解とご協力によるものであり、心よりお礼申し上げます。

平成27年度は、ゆきはたこども園や新クリーンセンター整備、野洲駅周辺整備や篠原駅周辺整備、地域の念願であった柿ノ木原踏切の改修、国道8号野洲栗東バイパスの整備に向けた用地取得などの事業に一定の目処がつく中、花火大会の成功や「オクトーバーフェスト&ジャズフェス i n 野洲」などの開催により、市民や団体の皆様力が合わさって、野洲のにぎわいづくりの一步を進めることができました。

また、財政面におきましても、過去の不用で不透明な財産取得の課題整理等と効果的な投資により、さらなる健全化を進めてまいりました。

一方、市民病院整備では、過去5年間、市民や団体、また専門家のご意見を広くお聞きしながら進めてまいりましたが、昨年11月の市議会では予算案と基金条例案が否決となりました。しかし、その後の自治連合会と市議会議員の皆様との懇談の場でのご意見や医師会をはじめ、関係機関、団体からの要望などから、改めて市立病院整備が本市の地域医療を確保する唯一の方策であることを確認いたしました。

新年度では、これまでの取り組みをもとに、市民の安心と元気を伸ばす取り組みを以下の堅実で具体的な施策事業構成によって、一層進めてまいります。

安心を伸ばす主な取り組みでは、市立病院の整備に向けて基本設計と基金積み立てを行います。また、野洲駅南口周辺整備では、2014年施行の改正都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画の策定とあわせ、にぎわい創出の具現化に向けた調査検討を継続して

進めてまいります。

また、人口減少と超高齢化社会への対応といたしまして、子育て支援の充実に向けたこども園の整備、新発達支援センターの整備など、基盤となる社会資本の整備に向けた取り組みを進めてまいります。また、高齢者の住み慣れた地域での生活を支えるため、早期における認知症対策や介護予防事業を進めてまいります。生活困窮者自立支援の拡充も行ってまいります。

次に、元気を伸ばす取り組みでは、予算上は平成27年度補正予算による繰越事業となりますが国の地方創成加速化交付金事業の活用により、「琵琶湖の保全と活用」及び「人口減少社会のライフスタイルとまちづくりの転換」をテーマとして、これまでのまちづくりでの課題の解決と、これからのまちづくりへの展望を開くこと、さらにはそれを市民活動の広がりへとつなげていく取り組みを進めてまいります。

一方、社会保障、教育分野等の行政需要が増加し続ける中、普通交付税の合併特例算定が段階的に縮減されるなど、引き続き厳しい財政状況が予測されます。そのため、公共施設の老朽化への対策として、先ほど少し触れましたが、本年度末で機能を廃止する野洲地域総合センターへの新発達支援センターの移転整備、新クリーンセンターの更新に伴い整備する余熱利用施設への温水プールの機能移転をはじめとした施設の統廃合や長寿命化を公共施設等総合管理計画の策定との整合性を図りながら着実に進めてまいります。

本日提案いたします予算案は、本位の財政状況は依然として厳しい状況ではありますが、本市が直面する課題を着実に解決しながら、「野洲の元気と安心を伸ばす」積極的な案としてまとめることができました。

平成28年度一般会計予算をはじめとする重要諸案件を提案いたしますが、ご審議をお願いするにあたりまして、新年度予算に関連する主な施策をご説明申し上げます。

それでは、以下、平成28年度予算概要の説明を申し上げます。

一般会計の予算規模は207億3,000万円で、前年度当初予算と比較しますと、23億2,000万円、率では10.1%の減となりました。これは、新クリーンセンターの本体部分の整備が平成27年度で終了することから、前年度と比べまして大幅に減額となったものであります。

主な内容といたしましては、継続事業として新クリーンセンター整備、野洲駅北口広場周辺整備事業、雨水幹線整備事業、公立こども園施設整備事業、新たな事業として新発達支援センター整備や新クリーンセンター整備に伴う余熱利用施設整備への事業着手などで

あります。

また、歳入では普通交付税の合併特例算定の縮減や法人市民税の減収見込みなどによる財源不足への対応として、財政調整基金からの9億円の取り崩しなど、基金からの繰り入れを行うこととしております。

それでは、第1次野洲市総合計画の6つの基本目標に沿って重点施策を中心に説明いたします。

まず、「豊かな人間性をはぐくむまち」では、(仮称)三上こども園の整備に向けて基本設計業務に取り組み、施設の耐震化と待機児童の解消を図る環境を整えます。また、保育現場の喫緊の課題である保育士の人材不足に対応するため、「やすワーク」のノウハウを生かした保育士の人材バンクを創設し、民間保育所を含めた保育士の人材確保を進めます。

旧野洲地域総合センターを活用した新発達支援センター整備に向けて、基本調査及び実設計に取り組み、増加している発達障がいの相談支援体制の整備を進めます。

また、引き続き学校現場の課題対応として、特別支援教育の充実に向けた体制整備を図り、不登校等の児童・生徒が置かれている環境に対しては、スクールソーシャルワーカーの配置により、学校・家庭・地域の連携強化に向けた支援体制の構築による教育力の向上と生活困窮家庭の児童・生徒の支援につなげます。また、まずは中主小学校と中主中学校を前提に、一貫教育につきまして引き続き検討を進めてまいります。

「人とひとが支え合う安心なまち」では、野洲駅前をはじめ、治水安全度を高める対策として、雨水幹線整備を進めると共に、消防団の機能強化として湖南4市共通の無線機を導入することで、災害への対応能力の向上を目指した環境を整えます。

生活困窮者対策として、就労支援や家計相談支援を行うなど、市の総合力で相談者の発見と生活再建支援を進めます。特に、子どもの貧困対策につきましては、重要課題として取り組み、コミュニティセンターを拠点とした学習支援事業や支援を必要とする子育て家庭を対象にヘルパー派遣等を行う養育支援訪問事業を新たに実施することで、子どもと家庭の安心、安全な環境整備を進めます。

また、妊産婦支援事業の機能を拡充し、産後の心身や育児への不安による産婦の負担を軽減するため、医療機関の空きベッドを利用したデイケアやショートステイ事業をセーフティネットとして構築いたします。

「地域を支える活力を生むまち」では、幼い子どもを抱え、再就職が困難と感じている女性や自分らしく働きたい女性を対象に、持続可能な経済活動を創出するための環境整備

を行います。

農業者支援として、農地や農業用施設の保全と環境向上への活動を支援します。また、生産農業者の営農意欲の醸成に向けて、水田野菜の生産、拡充を支援いたします。

「美しい風土を守り育てるまち」では、新クリーンセンターの更新整備につきましては、平成28年10月の操業開始に向けて、引き続き関連工事を進めます。また、健康と交流を創出する活動拠点として、にぎわい創出と地産地消の推進を目指して、余熱利用施設整備の基本計画を策定し、事業化に向けた取り組みに着手いたします。

「うるおいとにぎわいのある快適なまち」では、主要な幹線を中心に、危険度の高い道路の整備や修繕を行うほか、引き続き橋梁の長寿命化工事を進めます。

野洲駅北口の周辺整備については、駅前広場や周辺市道を中心に整備を進め、駅舎自由通路から北口広場歩道までの間にエスカレーターを設置し、歩行者と自動車の分離による安全性と機能性の向上を実現します。

野洲駅南口の周辺整備では、駅前が持つ可能性を最大限に発揮できるよう基本計画の策定を進めます。

また、市内に不足している生涯スポーツの場として、野球場等の整備を進めるため、野洲川北流側帯区域と隣接する県有地を活用して、一体的な防災公園を整備するための基本設計に取り組みます。

「市民と行政がともにつくるまち」では、マイナンバー制度を活用して、住民票の写しなど各種証明書のコンビニ交付システムの構築を行い、市民サービスの向上と行政の効率化を図ります。なお、懸念される情報漏洩等のリスク対策など、情報セキュリティ対策については万全を期します。

また、コミュニティバスが老朽化していることから、安全で快適なバス運行の確保のための更新を行います。

また、市民への良質な行政サービスの提供に配慮した上で、公共施設の再編を着実に進めてまいります。

最後に、私のマニフェストに掲げていますとおり、「住みよいまち」は私たちの元気と安心の源泉となるものです。これまでと同様、「市民がまちを育て、まちが市民を育てる」といった考えのもと、情報公開と開示の徹底による透明性の確保により、市民の皆様が積極的に行政に参画していただきながら、健全で魅力ある施策を展開してまいります。今後も引き続き市民及び議員の皆さまのご理解のご協力をお願いいたしまして、私の平成28年

度の施政方針といたします。

○議長（市木一郎君） 次に、教育方針について。

教育長。

○教育長（川端敏男君） 議員の皆さま、おはようございます。

それでは、平成28年度野洲市の教育方針につきましてご説明申し上げます。

まず、平成27年度の成果と課題についてご説明申し上げます。

本市は平成27年4月1日施行の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により、新教育委員会制度でスタートをいたしました。新教育委員会制度は、教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携強化を図るというものであります。

新教育委員会制度は、首長と教育委員会で構成する総合教育会議を設けることを規定しており、平成27年度は総合教育会議を3回開催いたしました。会議では、野洲市総合教育会議の運営、野洲市の教育行政の大綱の策定、教育に関する重点施策、教育を取り巻く課題について協議、調整を行いました。新教育委員会制度のもと、教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保しつつ、平成27年度も「愛と輝きのある教育のまち・野洲」を基本理念に掲げ、子どもから高齢者までが笑顔、元気、自身、誇りなどの輝きを創出する教育を推進してまいりました。

学校教育においては、「元気なまちづくりマスタープラン」の成果と課題、第2期の教育振興基本計画を踏まえ、新たな「元気な学校づくりマスタープラン」の策定に取りかかりました。

また、学校、園の創意工夫のもと「我が校の3つの挑戦」を掲げ、地域に根差した特色ある取り組みを展開すると共に、保護者や地域の方々の支援による学校応援団事業により、学校の教育活動の充実に努めてまいりました。

さらに、全国学力・学習状況調査の結果を分析し、それを生かして授業が改善し、学力向上に努めてまいりました。発達段階に応じた体験活動やキャリア教育、道徳教育を通して規範意識や社会性、コミュニケーション能力を高めてまいりました。外遊びや休み時間を活用した運動を通して体力づくりにも取り組んでまいりました。

これらの取り組みを通して、各学校、園は自主性、自立性を発揮しながら、子どもたちに生きる力の要素である「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を育てる教育を展開してまいりました。

学習環境面では、子どもたちが意欲的に学習に取り組み、情報活用能力を高めていくために、三上小学校、野洲中学校をICT研究推進校に指定し、電子黒板やタブレットを使った授業に取り組みました。

生涯学習においては、生涯学習振興計画に基づいた学習支援や出前講座の活動を展開し、市民が主体的に学ぶ機会の充実に努めてまいりました。また、野洲市美術展や野洲文化芸術祭を通して、絵画、書などの美術、文化芸術の発表の機会の確保と野洲の文化芸術の発展に努めてきました。さらに、市民に本市の歴史文化遺産を知っていただく企画展も開催をいたしました。

生涯スポーツでは、野洲市スポーツ推進計画を策定すると共に、総合型スポーツクラブや野洲市スポーツ推進協議会、各スポーツ関係団体への支援を行い、生涯スポーツの推進に努めてきました。

教育委員会では、さまざまな取り組みを展開し、市民の皆様の輝きの創出に努めてはきましたけれども、課題として核家族の進行や地域社会の人間関係の希薄化、情報通信環境の急激な進歩により、子どもを取り巻く環境が大きく変化する中で、子どもの育ちを懸念しております。

私たち大人は、子どもが日々の生活を通して、基本的な生活習慣や自立心、自制心、他人に対する思いやり、善悪の判断などの基本的倫理観を身につけ、生活を共にする上で当たり前前の方が当たり前前ができるよう、子どもの成長を支援し、自尊感情を育て、自立へと導く責任を果たすことが重要だと考えております。

それでは、これらの成果と課題を踏まえ、平成28年度の教育方針をご説明申し上げます。

まず、基本理念ですが、昨年度、総合教育会議において市長と教育委員会が野洲市の教育についての議論と協議により策定いたしました野洲市教育大綱の基本理念「愛と輝きのある教育のまち・野洲～一人ひとりが大切にされ、おとなも子どもも学びあうひとづくり・まちづくり～」に基づき、市民が笑顔、元気、自信、誇りなどの輝きを創出する教育を推進してまいります。

そのために、学校教育においては、各学校が創意と工夫を生かした特色ある教育活動に取り組むと共に、家庭・地域・学校が目標を共有し、それぞれが役割と責任を果たし、一層の連携を図り、協働して子どもたちの生きる力の育成に取り組めます。

また、社会教育においては、市民が主体的に学び、生活や仕事に必要な知識、技能を習

得し、生涯にわたって学習することのできる環境づくりを推進し、生き生きと暮らす地域社会を目指します。

基本理念に基づきます3つの柱に沿って、具体的な取り組みをご説明申し上げます。

1つ目の柱は、「子どもの育ちを支援します」です。

子ども一人ひとりの豊かな成長には、多くの方が子どもの育ちに関心を持ち、積極的な関わりを持つ必要があります。特に、子どもの生活の中で多くの時間を費やす家庭や地域の果たす役割は大きいものです。家庭は、子どもが育つ上で第一義的責任を有する場であり、地域は社会性や公共性を身につける場で、両者とも子どもの成長にとって極めて重要な意味を持っております。

そこで、まず大人が子どものよい手本となり、子どもの健全な心身や規範意識を育むことにつながる家庭や地域の教育力の向上を図ると共に、学校・家庭・地域、企業等、行政がそれぞれの役割に応じて力を発揮し、互いに連携、協力して子どもの育ちを支援することが大切です。

そこで、「早寝・早起き・朝ごはん」運動や「おはよう」「ありがとう」の挨拶運動を推進します。社会性の育成を目指す体験活動やキャリア教育、子どもたちの地域での貢献活動など、学校の主体的な取り組みを支援いたします。親子ふれあい料理教室や栄養教諭による食育の事業を行います。PTAと協力し、子どもの社会性や規範意識を育む家庭教育講座を開催いたします。スクールソーシャルワーカーの配置を充実し、家庭教育環境の改善に向けて関係機関と連携し、調整、支援に努めます。スクールガードによる見守り体制の推進及び通学路の安全確保に努めます。赤ちゃんと保護者が絵本を通じてふれあい、子どもの健やかな成長に寄与するブックスタート事業を新しく始めます。

2つ目の柱は、「子どもの生き抜く力を育てます」です。

グローバル化や情報化の進展などにより、現代社会における子どもたちを取り巻く環境は予想を超えたスピードで変化し、多様化が一層進んでいます。こうした社会の変化に柔軟に対応し、子どもたちがたくましく生き抜いていくには、学校教育を中心に子どもたちの発達段階に応じて、豊かな情操や自尊感情、人を思いやる心、社会性などを育み、生涯にわたって運動に親しむ能力や体力、健康の保持増進の基礎となる力を培うと共に、確かな学力を身につけていくことが必要です。

そこで、「わが校の学力向上プラン」に基づいて、指導方法の工夫、改善に努め、確かな学力の向上の取り組みを推進すると共に、長期休業期間等を利用し、学習の補充を図る取

り組みを進めます。各学校の創意工夫のもと、「我が校の3つの挑戦」を掲げ、元気な学校づくり事業、学校応援団事業の充実を図り、地域に根差した特色ある学校づくりを目指します。児童会、生徒会活動をはじめ、児童・生徒の自治的能力を高める教育活動を支援いたします。小学校3、4年生社会科の地域学習で活用する副読本「わたしたちの野洲」を作成します。保育、授業の実践、研究を通して、目指すべき子どもの姿を共有化し、保幼小中学校の連携教育から施設分離型の一貫教育への展開に努めます。学校ICT環境の整備を継続的に進め、ICT研究推進校で協働型の学習展開を図り、子どもの思考力の向上を目指す授業に取り組みます。心身の健全な発達を目指し、運動遊びや学校体育の充実を図ると共に、小学校における10分間運動を推進します。教職員の資質、指導力向上を図るため、OJT研修の推進や職務、経験年数に応じた研修を進めてまいります。特別支援教育コーディネーターのサポート体制を整えると共に、教員の特別支援教育に係る研修を充実させ、教員の資質向上を図ります。発達段階に応じた体験活動や特別の教科となる道徳の授業づくりに取り組み、お互いの「いのち」「人権」を大切にする人権教育の推進に努めます。

3つ目の柱は、「だれでもどこでも学びあう環境を整備します」です。

誰もが自己の生活を豊かにしていくためには、生涯を通して、自ら学びを広げ、深めていくことが重要です。本市では、子どもも大人も共に学びあうという考えのもと、生涯学習社会の実現を目指しております。この理念をさらに高く掲げ、全ての人に参加しやすく、生きがいを感じられるような生涯学習、生涯スポーツの環境の整備、提供を進めると共に、各個人がその学習の成果を生かせる環境づくりを進めてまいります。

そこで、市民への学習機会の提供とサークル活動や各種講座の啓発、普及に努めます。美術展覧会や文化芸術祭等の文化芸術活動への支援を継続して進めます。野洲市スポーツ推進計画に基づき、誰もが気軽に楽しくスポーツができる生涯スポーツ社会の実現を目指します。地域の歴史や文化を時節にふさわしいテーマにより、わかりやすく紹介する展示会を開催いたします。出土文化財と博物館資料を収蔵し、公開、活用を促進するため、博物館収蔵庫の増築設計を行います。図書館においては、市民の学習する権利、知る権利を保障する、新鮮で魅力ある資料を収集し、市民のニーズに応えられる蔵書構成に努めます。あわせまして、閲覧席の一部を省エネ照明に改修いたします。

最後に、お互いに支えあい、励ましあい、学びあいながら市民が輝く教育のまち・野洲を目指してまいります。議員並びに市民の皆さまの、より一層のご支援、ご協力をお願い

申し上げ、平成28年度の教育方針の説明を終わります。

(日程第4)

○議長(市木一郎君) 日程第4、議第1号から議第43号まで、専決処分につき承認を求めることについて(野洲市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例)他42件を一括議題といたします。

事務局長が議案を朗読いたします。

事務局長。

○事務局長(白井芳治君) 朗読いたします。

議第1号専決処分につき承認を求めることについて(野洲市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例)、議第2号平成28年度野洲市一般会計予算ほか当初予算案件10件、議第13号平成27年度野洲市一般会計補正予算(第8号)ほか補正予算案件7件、議第21号野洲市行政不服審査会条例ほか条例の制定、改廃16件、議第38号財産の譲与についてほかその他の案件4件、議第43号人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについて。

以上でございます。

○議長(市木一郎君) 議案の朗読が終わりましたので、市長の提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長(山仲善彰君) 平成28年第1回野洲市議会定例会に提案いたします議案につきまして、ご説明申し上げます。

今定例会におきましては、議案といたしまして、専決処分につき承認を求めることが1件、平成28年度予算11件、平成27年度補正予算8件、条例の制定、改廃17件、その他5件、人事案件1件の合計43件につきましてご審議をお願いいたしますので、よろしくお願い申し上げます。

議第1号専決処分につき承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

本議案につきましては、総務省が地方税分野の番号法に係る個々の手続を見直したことに伴い、平成27年5月の市議会定例会で議決を得た、野洲市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する必要が生じたことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものを、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものです。

主な内容につきましては、市民税及び特別土地保有税の減免申請において、個人番号の

記載を不要とする改正を行うものです。なお、本条例は平成27年12月28日から施行するものです。

続きまして、議第2号平成28年度一般会計予算につきまして、ご説明申し上げます。

平成28年度当初予算の概要につきましては、先ほどの施政方針で大方を説明いたしましたので、重複する部分もあると思いますが、大要につきましてご説明申し上げます。

平成28年度予算は、「野洲の元気と安心を伸ばす」取り組みをさらに推し進め、次の野洲市の新しい歩みを踏み出すための施策をきめ細かく講じております。

具体的には、ハード面では、整備が順調に進んでおります新クリーンセンター施設整備事業を計画どおり10月の供用開始を目指すほか、野洲駅北口周辺整備事業、雨水幹線事業などのまちの基盤整備を着実に進めます。

ソフト面では、高齢者及び子育て支援、障がい者の自立と社会参加の促進、市民の健康づくり、中小企業等の産業支援をはじめとする産業振興、教育、文化、スポーツの振興等についても充実してまいります。

また、昨年11月5日の市議会臨時会で提案いたしました（仮称）野洲市民病院に係る基本設計等の予算案と市立病院整備のための基金条例案の否決により、計画が遂行できなくなる事態に至りました。しかし、昨年末からの自治会連合会、医師会等の皆様の意思表示や行動により、市民及び市内の医療、福祉団体に携わる多くの方々が一刻も早い市民病院計画の実現を望まれていることが、改めて明らかになってきております。

市立病院整備に係る2つの議案を改めて提案するにあたり、これまで出された主なご意見に関しまして、市の考え方を改めてご説明いたします。

まず、「野洲市には病院を建てて運営するだけの財政力がない」とするご意見についてであります。昨年秋に精査を行った収支見通しでは、市の一般会計が繰り入れる額は、開院10年目を例に5億2,500万円で、そのうち2億8,200万円の普通交付税が財源として見込まれること、さらに現在野洲病院に交付している補助金、約1億2,000万円が不要になることから、差し引きで1億2,300万円と計算されます。この額は、市立病院の運営に要する費用のほか、建築整備費の元利償還額を含めた上で、一般会計に求められる純増額であり、公立病院事業の福祉側面等に鑑み、総務省が法定分として示している繰入基準の額となります。市の一般会計の0.6%、一般財源の額としては、学校給食費の市の実質的な負担額よりも低く、学童保育所運営事業市負担分とほぼ同額、福祉医療費助成事業の半分程度であります。

なお、野洲病院への現行の補助額、約1億2,000万円については、平成22年度からの集中改革プランによる改善と新病院効果に支えられた業績改善によって、昨年できた後の額であり、潜在的にはそれ以前の1億5,000万円から6,000万円強の額が見込まれるべきものであり、土地の無償貸与、市による信用供与等を含めると、支援の実額はさらに高額になると考えられます。したがって、純増額は実質的には1億円を軽く下回ることになると考えられます。ましてや、民間福祉法人への無償貸与の土地代金の返済や施設建設に対する法定外の高額補助、さらには工業振興助成金など、いわゆる過去のつけとして毎年数億円を支出し続けている本市の財政にあっては、受益と負担の関係からみれば、極めて優先度が高い負担であると考えます。

財政運営は慎重であるべきですが、なぜ病院整備にだけこれほどまで財政のご心配をいただくのか不思議であります。なお、新規財政見通しでは、財源不足が生じる推計になっておりますが、従来から説明してまいりましたとおり、これは予算編成における事業の選択や事業経費の精査において、どの程度、歳出の削減等が必要かを示す、いわゆる成り行き推計であり、県も周辺の大津市、草津市、守山市、近江八幡市、湖南市の中期財政見通しにおいても、この段階では皆、マイナス収支となっております。

しかし、実際の決算は、中期財政見通しに反し、全て黒字決算となっているため、制度上、具体的な施策の最終判断の要件とはならないものと考えます。

なお、新病院建設費の財源として、都市再生整備計画事業の社会資本整備総合交付金の活用が新たに見込まれるため、現計画の建設事業費53億7,300万円に対し10億5,000万円の交付金が期待できることから、工事完了後31年間における病院整備事業債の償還に係る一般会計からの特別会計への繰り出し額について約6億7,000万円の削減が見込めると考えております。

次に、「赤字が拡大し、市からの補填額が膨らんだらどうするのか」というご心配もありますが、公立病院の経営が悪化し、財政赤字の元凶と評されるようになったのは、特に平成16年の「新医師臨床研修制度」による医師派遣の減少と平成18年の診療報酬の引き下げによるものであります。しかし、平成19年の第1次ガイドラインに基づく取り組みの推進や、各地域で病診・病病連携が推進されたこと等により、平成20年度95%であった自治体立病院の経常収支比率の平均値は、平成25年度99%にまで改善しております。たびたび例に出されます近隣の市立病院につきましても、同様の取り組み等によって平成26年度は入院患者数がプラス13%、病床稼働率も10%増加するなど改善が見ら

れ、公立病院イコール赤字の元凶という観念は一昔前のものと言えます。計画中の市民病院は自治体病院の新しい姿を目指して最大効率化して運営することはもちろん、万一、赤字が発生してもその補填のために公費を無節操に投入することは、運営側の透明性と議会のチェック機能が健全に機能すれば、制度上あり得ないと考えております。

また、「独立行政法人でないでと公務員では人件費が嵩む」というご心配もありますが、計画中の市民病院は開院5年は直営で運営し、その後は評価に基づいて独立行政法人化も含め判断することとしています。これまで何度も説明していますとおり、既設の病院の独立行政法人化と異なり、いきなり新設病院を独立行政法人として設立することは職員確保、体制整備、手続上困難が増します。いずれにしても、地方公営企業法の全部適用により運営するため、職員の給与については、現在の野洲病院及び県内の病院の状況等を参考に独自設定することで、適正な水準に設定できます。

また、現在独立行政法人化を目指しておられる近隣の病院も、相当の期間は現給保障をされるほか、人員調整についても独法だから容易だ、というわけではありません。一般的に独立行政法人は、法人独自の意思決定ができ、業務や人事管理が柔軟にできると言われていますが、コストが落とせるかどうかは運用の問題であり、独法イコール低コストということでは全くありません。さらに、行政法人という名前のおり設置主体である市から一定の経費を繰り入れなくてはならない点や、出資者として市が経営の最終リスクを負う点は地方公営企業と変わりありません。その反面、議会や市長の経営関与は、法人設立や中期事業計画の策定、変更などの場合に限られることから、法人の毎年の予算や執行には議決権が及ばず、財政的な透明性が低下いたします。加えて市の政策的な関与も薄くなるため、事業の採算面が過度に優先されてしまうと、公共性にも揺らぎが生じるおそれがあります。いずれにしても、病院運営に限ったことではありませんが、健全経営は、経営形態の問題ではなく、人と志気とシステムであるというのが専門家の見解であります。

次に、「現計画の人件費は、将来的に固定された内容になっている」というご指摘もありますが、これには2つの合理的な理由があります。1つは、計画している病院では正規換算で260人程度の職員数を見込んでいますが、この規模になれば幅広い年齢層の職員が存在することから、年ごとに若干の上下は見られても中期的な平均としては一定になるためであります。このことは、本市役所の人件費の統計からも証明されており、平成17年度から26年度までの10年間の推移を見ると、職員の平均年齢は42.8歳から44.9歳の間、平均給与月額は34万7,000円から32万6,000円の間で不規則に上

下しております。決して右肩上がりになっていない実態となっております。

2つ目は、医療機関の人件費は診療報酬の本体部分の高下率に通常は連動しますが、今回の収支計画では、その診療報酬の高下を固定して計算しております。そのため人件費も一定としているもので、以前から説明していますとおり、試算の方式としては妥当なものと考えています。

また、「産科が計画されておらず若者に配慮した事業ではない」というご意見も聞かれますが、産科に関しましては過去に野洲病院が分娩を実施していた頃の病床稼働数約10床を大幅に上回る19床を備える民間有床診療所が市内にあり、それによってニーズへの対応はできています。せっかく民間が機能している分野にまで公共が、あえてサービス提供を行う必要はないと考えています。

また、小児科はもちろん複数の診療科を持つ中核的な病院の存在は、子育てにおいても大きな安心感を与えます。事実として、市内の保幼小中学校において傷病が発生した場合、現在の野洲病院は重要な役割を担っています。このように市民病院事業は決して高齢者層のためだけの事業ではなく、子どもや若年層にも大きな受益をもたらす事業です。

「病院は郊外に整備すべき」というご意見もありますが、駅前の優位性や郊外の非効率性は多くあります。郊外型の病院であると低層化と平面駐車場用地の確保で、通常1万5,000平米程度の一団の市有地を新たに取得する必要があることから、市全体としてはその分さらに財政負担が必要になります。また、現状、野洲市内の診療所は野洲駅周辺に集中していますが、これは外来患者のニーズが郊外では数的に少ないことを示しています。郊外では近隣市の500床級の高度急性期病院と競合することも想定されます。仮に診療収益と健診等収益が精査後の現収支計画より1割減っただけで、2億円程度、収支が今の計画より悪化し収支計画が成立しなくなるため、病院事業債やそれに係る交付税措置が見込めなくなります。

次に、「駅前には商業施設を整備すべき」というご意見も聞かれますが、駅前の敷地は平成22年に、市民のための活用を前提に市議会の全会一致の決定を経て購入した土地です。全体を市民が活動し、憩える生活空間とし、その核施設として病院を整備すると同時に、にぎわいと市民の利便性を高めるための商業、交流施設を病院に接続して整備する構想となっております。なお、この一体的な駅前の整備構想では、市立病院を位置づけることによって、先ほど申し上げた都市再生整備計画事業の社会資本整備総合交付金を病院整備費へ活用することが可能となり、病院運営の健全化が一層高まります。

「野洲駅の交通混雑が悪化する」というご意見も聞かれますが、野洲駅南口に入る交通量のピークは、7時過ぎから8時ごろ。一方、病院へ来訪する車両のピークは8時40分ごろから11時の間であることから、駅前の交通混雑を今より悪化させることはなく、かえって昼間の駅前の来訪者が増えることで、にぎわいが見込めます。また、現在の野洲病院周辺においては、朝9時過ぎに病院の駐車場が満車となり、入り損ねて県道上で後退する車両、入庫するため右折待ちをする車両、道路上で降車させるために停車する車両などにより、交通混雑が引き起こされていますが、これらの解消を見込むことができます。

次に、祇王井川の浸水リスクに関するご懸念について、ご説明いたします。

祇王井川は、滋賀県管理の一級河川です。未改修のまま流域の開発が進められてきたため、時間雨量30ミリで、滋賀銀行前の交差点が冠水します。かつては、時間雨量30ミリの雨は、3年から5年に一度程度でしたが、近年の異常気象で頻度が増すと共に、50ミリを越す雨も珍しくなくなってきています。このため、私が市長になって以来、早期の抜本的な改修について県に強く働きかけています。しかし、既に議会及び学区の自治会に資料をもってご説明していますとおり、この改修に関しては、祇王井川の下流で水を受ける一級河川童子川先線改修をめぐって、平成12年に当時、県と町との間で不可解な取り決めが行われていました。本来は、県が責任を持って行うべき童子川先線改修を町が行うとの確約で、自ずから祇王井川の改修も町が実施するとの確約になってしまっていました。現在、これを覆して両河川の改修を県に求めていますし、童子川に関しては上流での改修が進んでいます。また、市ではこれと呼応して、雨水幹線事業を計画的に進めています。これにより、市三宅、四ツ家地先の治水安全度が高まると共に、最終的には祇王井川への雨水流入負荷が削減され、安全度が高まります。いずれにしても、これまで放置されていた課題であることから、中期的な視点での対応が求められる事業と、一定のスピード感を要する事業とを整理した上での確に対応していきたいと考えております。

「市民病院計画がなくなっても野洲病院があるから市の中核的医療は維持できる」というご意見もお聞きしますが、現野洲病院の施設では、現在よりもよりこれからの中核的医療機能を維持することが困難であることは、先日の全員協議会で概要をお示しした調査結果等からも改めて明らかとなっています。施設性能は老朽化して脆弱であり、耐震及び医療法の基準も満たしておらず、大規模修繕や耐震工事が必要ではあるが建物の性格や構造から困難であることや、現地での建て替えは困難で新築移転工事が必要だが、それを行う資金の調達には病院の保有資産状況から不可能であること等も報告されています。

また、従来のように、市がこの費用を損失補償することで、融資に必要な担保価値を提供する行為に関しては、先日2月16日に受理した滋賀県からの技術的助言で総務省財務局長通知が引用され、「行うべきではない」「慎重に判断されたい」と明記されています。なお、市立病院の計画がなくなったあと野洲病院がどうなるかについては、図らずも先日11月5日の否決によりその一端が明らかとなりました。展望のなくなった病院と位置づけられ、大学からの常勤医の引き上げと非常勤医の派遣縮小により、次年度からの小児輪番体制及び土曜日の一般外来診療が廃止されることになりました。つまり新病院計画の展望効果によって、今の野洲病院は健全性が保たれているということです。

このようなことから、市内に中核的医療機能を安定して確保するという課題を一刻も早く達成する必要があると判断し、再度、(仮称)野洲市民病院の計画を進めるため、基本設計等の予算案を本議会に提案するものです。

次に、債務負担行為につきましては、後年度にわたり実施する事業として、余熱利用施設整備に係る野洲クリーンセンター解体事業のほか、4件を計上しております。

次に、地方債につきましては、新クリーンセンター整備事業、ゆきはたこども園の駐車場整備や野洲駅周辺整備事業、臨時財政対策債など、合計で14億9,190万円の限度額を設定しております。

一方、歳入におきましては、本市の税収とりわけ法人市民税については、減収が見込まれることなどから、財政調整基金からの繰り入れ等必要な財源手当を講じたもので、限られた財源の中、予算編成方針に示しております重点事業に力点を置き、「野洲の元気と安心を伸ばす」ための施策に必要な予算をきめ細かく編成できたものと考えております。

最後に、本予算案は、野洲駅南口駅前市有地における市立病院整備事業を推進するための予算を含むものです。慎重なご審議を受け可決いただくことを切に願うところでありますが、想定外にも本定例会での採決において、予算案が提案どおりに仮に裁決されなかった場合においても、本意ではありませんが、事務事業の執行に係る支障を避けるため、再議には付さないこととしております。しかし、市立病院整備の実現に向け、当該予算は次回の議会で改めて速やかに提案を行う予定であることを、前もってお断りさせていただきます。議員の皆様には、本予算案を慎重にご審議いただき、適切なお判断を改めてお願いいたします。

以上、平成28年度一般会計予算の概要説明といたします。

次に、議第3号から第12号までの特別会計予算については、主な会計についてご説明

申し上げます。

まず、議第3号の国民健康保険事業特別会計予算につきましては、全体の予算規模としましては対前年度比3.2%増となっておりますが、これは、依然として医療費が増加傾向にあることや、高額医療費共同事業などの共同事業拠出金が伸びていることなどからあります。保険給付費の見込みとしましては、現平成27年度中の推移を踏まえて計上しておりますが、財政調整基金からの繰り入れを行うことで収支の均衡を維持できるものと判断しております。また、疾病予防対策事業として、国民健康保険被保険者の健康寿命の延伸に資することを目的に、今回新たに閉塞性肺疾患検診の受診促進を図るための費用を計上したものです。

次に、議第4号の後期高齢者医療特別会計予算につきましては、第5期の保険料率をもとに本市の被保険者数の増加見込みを勘案した保険料を、滋賀県後期高齢者広域連合に納付するもので、納付金総額は対前年度比8.1%の増となっております。

次に、議第5号の介護保険事業特別会計予算につきましては、債務負担行為として後年度にわたる実施する事業としまして、第7期介護保険事業計画等策定支援業務のほか、1件を計上しております。

歳入では、平成27年度からの第6期介護保険事業計画により介護給付費の見込み総額から算定した介護保険料率に基づき、第1号被保険者保険料を見込んだもので、対前年度比で4.1%の増となっております。

一方、歳出では、介護サービス等の保険給付費として、要介護認定者の増加見込みや新たな地域密着型サービス事業者によるサービス供給開始などの見込みから保険給付費を増加で見込んだものです。また、地域支援事業費としまして、地域包括システム構築に向けた中核的機関であります地域包括支援センターの体制強化を図るための費用を見込んだものです。

次に、議第7号の下水道事業特別会計予算につきましては、対前年度当初比で0.1%の減となっております。下水道施設のマンホール等の長寿命化事業を引き続き実施し、施設の適正な維持管理を図ると共に、農業集落排水処理施設の公共下水道への移行に係る費用を見込んだものです。

次に、議第11号の土地取得特別会計につきましては、対前年度比で54.0%の減となっております。公債費では、市民活動拠点施設等整備用地として、先行取得しました駅前南口の土地の元金償還に加えまして、一般国道8号線野洲栗東バイパス事業用地として

先行取得しました土地の元金償還を見込んだものです。なお、バイパス事業用地取得費は皆減となったものであります。

続きまして、議第12号の水道事業会計予算につきましては、業務の予定量では、給水件数を1万9,000件、年間総配水量を708万1,000立方メートル、1日平均配水量で1万9,400立方メートルと予定しており、主な建設改良事業につきましては、配水管整備事業を計画しております。

以上、主な各特別会計の提案説明といたします。

次に、議第13号から議第20号までの平成28年度野洲市一般会計補正予算及び各特別会計補正予算につきまして、ご説明申し上げます。

まず、議第13号平成27年度野洲市一般会計補正予算（第8号）につきましては、2億7,335万6,000円を増額するものです。地方債の補正では、各種対象事業の精査等により、限度額を追加変更するものです。

続きまして、歳出の主な内容についてご説明申し上げます。

総務費では、財政管理費で、財政調整基金へ1億円、減債基金へ8,000万円等、積立金を増額するものです。また、地方創生加速化交付金事業費では、地方創生事業の国の補正予算措置に伴い、これまでのまちづくりの課題の解決と、市民とのこれからのまちづくりの課題の共有と市民活動を支えるための事業費用8,160万7,000円を新たに追加しようとするものです。

民生費では、臨時福祉給付金給付事業費では、これまでの臨時福祉給付金の実績精査に加え、新たに年金生活者等支援臨時福祉給付金を追加しようとするものです。また、障がい者自立支援事業費の介護給付費や生活保護費では、実績見込みから追加しようとするものです。

衛生費では、母子保健事業費で、妊婦健康診査に係る費用の従来分の上乗せを、平成26年度補正予算にて前倒しで実施したことから、不用見込額を減額しようとするものです。

農林水産業費では、農業振興対策事業費で国の補正予算措置により担い手農業者への経営規模の拡大を促進するための支援としまして、担い手確保・経営強化支援事業補助金を交付することから追加しようとするものです。

土木費では、都市計画管理費で、過去の土地開発基金による土地取得に際しまして、市三宅北桜線道路整備事業や吉地西河原地区土地区画整理事業において、長期間保有状態が続き、取得経緯等今回明らかになったことによりまして、今回関連する費用を新たに計上

することで是正しようとするものです。また、雨水対策事業費で、社会資本整備総合交付金の交付状況により減額しようとするものです。

教育費では、中学校施設整備費で国の補正予算措置に伴い、中主中学校武道場の非構造部材であります吊天井の耐震対策を前倒して実施すべく新たに費用を追加するものです。また、施設の営繕に係る費用等追加しようとするものです。

その他、人事院勧告を受けて改定しようとし、職員給与費について、所要の補正を計上したものです。

一方、歳入の主な内容につきましては、法人市民税をはじめとした市税では、実績を踏まえた決算見込みにより4億3,514万8,000円の増額、歳出予算の補正等に伴う国庫支出金及び県支出金の調整のほか、財産収入では不動産売払収入を追加し、繰入金では財政調整基金繰入金を減額しようとするものです。

次に、議第14号平成27年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の主な内容とし、歳出では、出産育児一時金で見込みによる所要の精査を行ったほか、高額医療費共同拠出金の確定により追加するなど所要額を計上しようとするものです。

次に、議第15号平成27年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）につきましては、主に本年度分の保険基盤安定負担金の確定に伴い、歳入では一般会計からの繰入金を、歳出では後期高齢者医療広域連合納付金をそれぞれ追加しようとするものです。

次に、議第16号平成27年度介護保険事業特別会計補正予算（第4号）の主な内容とし、歳出では居宅介護サービス計画給付費で不足見込額を追加し、施設介護サービス給付費で、昨年の介護報酬改定によりまして見込額を減額しております。また、歳入では、国庫支出金などを調整するものです。

次に、議第17号平成27年度下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、人事院勧告を受けまして所要の補正をしようとするものです。

次に、議第18号平成27年度墓地公園事業特別会計補正予算（第3号）の主な内容とし、さくら墓園の変状調査業務の執行残を減額補正しようとするものです。

次に、議第19号平成27年度土地取得特別会計補正予算（第2号）につきましては、一般国道8号線野洲栗東バイパス事業に伴います用地取得費の確定によりまして所要の補正をしようとするものです。地方債の補正では、事業費の確定によりまして限度額を変更するものです。

次に、議第20号平成27年度水道事業会計補正予算（第2号）につきましては、人事

院勧告を受けまして所要の補正をしようとするものです。

以上、一般会計、各特別会計の補正予算の提案説明といたします。

続きまして、議第21号野洲市行政不服審査会条例についてご説明申し上げます。

本議案につきましては、行政不服審査法の全部改正が行われ、平成28年4月1日から施行されることに伴い、改正後の行政不服審査法第81条第1項の規定により本市に設置する、野洲市行政不服審査会の組織及び運営に関し、同条第4項の規定に基づき条例を制定するものです。なお、本条例は、平成28年4月1日から施行するものです。

議第22号野洲市行政不服審査関係手数料条例についてご説明申し上げます。

本議案につきましては、改正行政不服審査制度において審査請求人等が審理員又は第三者機関である行政不服審査会に求める書類等の写しの交付に係る手数料の額、徴収方法その他の必要事項について条例で定めるものです。なお、本条例は、平成28年4月1日から施行するものです。

議第23号野洲市立病院の整備及び運営に関する基金条例についてご説明申し上げます。

本議案は、昨年、11月5日の臨時議会に提案したものと同様のものですが、昨年、12月以降、市議会議員と野洲市自治連合会の皆様との話し合いの結果、また守山野洲医師会等の意見表明や活動を通して、市民及び医療福祉関係者の野洲市立病院計画の早期実現を求める願いを改めて確認することができましたことから、再度、提案するものです。

当条例案の趣旨につきましては、前回と同様、平成32年に開設予定の（仮称）野洲市民病院の施設整備費用及び開院当初の運営費をあらかじめ積み立て、市立病院整備及び運営の財政的安定性を確保するための基金を設置しようとするものです。また、病院整備に係る基本的な事項として、市が運営する旨と野洲駅南口の市有地に設置する旨を条文に記しております。

なお、基金への積立は、この議会の別の議案において提案しておりますが、目標規模としては、開院時の前後において7億円程度と見込んでおり、この額を拠出した後、当基金は廃止する予定です。施行日は、平成28年4月1日からとするものです。

議第24号野洲市事務分掌条例等の一部を改正する等の条例についてご説明申し上げます。

本議案につきましては、第2次同和对策基本計画により、平成27年度末をもって、同和对策事業を一般施策化することに伴い、関連する11条例の改正および廃止を行うものです。なお、本条例は、平成28年4月1日から施行するものです。

議第25号から議第28号までの4議案について、一括してご説明申し上げます。

この4議案につきましては、行政不服審査法の改正に伴い、所要の改正を行うものです。

主な内容は、不服申し立ての期間や文言の整理となっていますが、野洲市情報公開条例及び野洲市個人情報保護条例においては、不服申し立てに係る審理手続について、新たに設けられた審理員による審理方式ではなく、現行の各審査会での審理を継続すること、また、写し等の交付について、実費での徴収としていたものを手数料として規定することなど関係条文の整備を行うものです。なお、本条例は、平成28年4月1日から施行するものです。

議第29号野洲市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本議案につきましては、平成26年5月に公布された地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行等により、必要な改正を行うものです。なお、本条例は、平成28年4月1日から施行するものです。

議第30号野洲市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本議案につきましては、平成26年5月に公布された地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行等により、所要の改正を行うものです。なお、本条例は、平成28年4月1日から施行するものです。

議第31号野洲市の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本議案につきましては、地方公務員災害補償法施行令の改正により、地方公務員災害補償法による傷病補償年金及び休業補償と同一の事由により障害厚生年金等が併給される場合の調整率が改正されたことから、その引用規定について必要な改正を行うものです。なお、本条例は、平成28年4月1日から施行するものです。

議第32号野洲市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本議案につきましては、農業協同組合法等の一部を改正する法律の公布に伴い、農業委員会等に関する法律が改正されたことから、必要な改正を行うものです。なお、本条例は、平成28年4月1日から施行するものです。

議第33号野洲市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上

げます。

本議案につきましては、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定を受けて、一昨年出された勧告のうち、地域手当が非支給地とされたことから実施を見送っておりました給与制度の総合的見直しを実施すると共に、昨年出された勧告における官民給与の較差是正について、本市の状況を鑑みた措置を合わせた上で必要な改正を行うもの、また、地方公務員法の改正を踏まえた能力、実績に基づく人事管理を行うための所要の改正を行うものです。

給与改定の具体的な内容としては、給料月額において給与制度の総合的見直しに伴う給料表の見直しで平均2%の引き下げ、昨年の勧告における官民給与の較差への対処として平均0.07%引き上げを行うものです。

なお、当改正は、国家公務員の給与改定に準じて行うものですが、地域手当の支給地とされていない本市においては、当該改正では官民較差が解消されないほか、滋賀県や地域手当が支給される近隣市との給与水準に格差が生じることから、均衡を図るための措置として、国の地域手当の支給地域とされるまでの間、改正後の給料表に別途2%を加算するものです。

なお、本条例は、公布の日から施行するものですが、給料表の改定など第2条の規定は、平成28年4月1日から施行するものですが、給料表の改定など、第2条の規定は、平成28年4月1日から施行するものです。

議第34号野洲市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本議案につきましては、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令の公布に伴い、所要の改正を行うものです。

主な内容につきましては、国民健康保険の保険税について、所得の多い被保険者に対しては、賦課限度額を引き上げ、所得の少ない被保険者に対しては、賦課する保険税の算定基準を緩和するものです。なお、本条例は、平成28年4月1日から施行するものです。

議第35号野洲市手数料条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本年10月1日から本格稼働します新野洲クリーンセンターは、プラスチック容器類は可燃ごみとして処理し、熱回収、いわゆるサーマルリサイクルを行います。このことにより、ごみの収集から処理までをより効率的に行うことで、施設運営経費が約4,000万円節減できます。

本議案は、こうした節減効果を可燃ごみ袋代、これはごみ処理手数料であります。これの一部を引き下げることで還元し、プラスチック容器類のごみ袋を廃止しようとするものです。また、これまで市民の皆さんから要望を受けていた現行の可燃ごみ袋の小26リットルより更に小さいサイズの可燃ごみ袋のミニサイズとして15リットルを新設し、市民サービスの向上を図ると共に、直接搬入に係る一般廃棄物搬入手数料につきましては、事務事業の効率化を図るため従来の1円単位の設定を10円単位に整理するものです。なお、本条例は、平成28年10月1日から施行するものです。

議第36号野洲市地域ふれあい公園条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本議案につきましては、市三宅地先での土地区画整理事業の完了に伴い帰属を受けた公園など、4公園を野洲市地域ふれあい公園とするため、所要の改正を行うものです。なお、本条例は、一部を除き公布の日から施行するものです。

議第37号野洲市水道事業給水条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本議案につきましては、水道料金についても、野洲市債権管理条例の適用を受けることから、関係規定を整理するものです。なお、本条例は、公布の日から施行するものです。

議第38号財産の譲与についてご説明申し上げます。

本議案につきましては、入町自治会が地方自治法に基づく認可地縁団体となり、土地の所有ができることとなったことから、村中財産である当該財産を譲与することにつき、地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

なお、当該土地は、滋賀県施工の県道安養寺入町線道路改良事業において、県道敷に入る予定であり、当該事業の協議は、滋賀県と入町自治会が直接されることになっております。

議第39号市道路線の認定についてご説明申し上げます。

本議案につきましては、開発行為により帰属を受けた公衆用道路4路線を新たに市道に認定することについて道路法第8条第2項の規定に基づき、議決を求めるものです。

議第40号第3次野洲市人権施策基本計画の策定についてご説明申し上げます。

本議案につきましては、第2次野洲市人権施策基本計画が平成27年度で終了することから、第3次の計画を定めるため、野洲市議会基本条例第11条第3号の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。なお、本計画は、平成28年度から平成32年度までの5

カ年計画とするものです。

議第41号野洲市教育振興基本計画第2期の策定についてご説明申し上げます。

本議案につきましては、平成23年度を初年度として策定した野洲市教育振興基本計画が、平成27年度で終了することから、第2期計画として策定することにつき、野洲市議会基本条例第11条第8号の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。なお、当該計画は、平成28年度から平成32年度までの5か年計画とするものです。

議第42号指定管理者の指定につき議決を求めることについて(野洲市なかよし交流館)についてご説明申し上げます。

本議案につきましては、現在の指定期間が平成28年3月31日までとなっていることから、次期の指定管理者を審査し、新たに指定管理者を指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。なお、指定期間は、平成28年4月1日から平成31年3月31日までの3年間とするものです。

議第43号人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについてご説明を申し上げます。

本議案につきましては、相間芳和さんが平成28年6月30日で任期満了となりますが、引き続き相間さんを人権擁護委員として推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものです。

相間さんは、平成25年7月1日から人権擁護委員としてご活躍いただいております。温厚篤実な人柄で、熱意ある人権擁護活動の実績から適任と考えます。

以上、提案理由とさせていただきます。よろしくご審議、ご採決をお願いいたします。

○議長（市木一郎君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

明2月25日から3月1日までの6日間は、議案調査のため、休会といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（市木一郎君） ご異議なしと認めます。よって、明2月25日から3月1日までの6日間は休会することに決定いたしました。

なお、念のため申し上げます。来る3月2日は午前9時から本会議を再開し、議案質疑、代表質問等を行います。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。（午前10時17分 散会）

野洲市議会会議規則第127条の規定により下記に署名する。

平成28年2月24日

野洲市議会議長 市 木 一 郎

署 名 議 員 東 郷 正 明

署 名 議 員 上 杵 種 雄